

平成30(2018)年度

市立函館博物館 研究紀要

第29号

山口 精次 函館における見番の移り変わり

－ 1 －

保科 智治 館蔵「田原家文書」の紹介

－ 20 －

函館における見番の移り変わり

山口 精次

はじめに

江戸には廓芸者と市中に散在した町芸者がいた。廓芸者は遊女の芸能不足を補うため宝暦年間(1751～1764)に出現、遊廓内で営業した。町芸者は明和年間(1764～1772)に市中の各所に起こった私娼が宴席で興を添えたのが始まり。見番はその芸者の風俗取締のため安永8年(1779)新吉原に創設された。箱館の見番は江戸を規範とした。

箱館山ノ上町に茶屋渡世が許可されたのは享和2年(1802)。実態は遊女屋に近かったが、茶屋と称した。幕府は嘉永7年(1854)日米和親条約を締結。箱館開港の外国人受け入れを前に、安政5年(1858)山ノ上町の茶屋渡世の者に売女渡世を許可し、指図次第異国人へも差支なく差出すよう申し渡した。箱館に於ける公娼制度の始まりである。見番は翌年廓内に許可された。

見番には個人経営と株式組織による経営がある。函館最初の株式組織による見番は明治37年(1904)設立の蓬莱見番(株)。この頃から芸者屋(芸者置屋)の手を離れ、料理店が出資する株式会社の見番が出現する。

市中の発展と火災による遊郭の移転で、見番は山ノ上町から台町、蓬莱町、大黒町(鍛冶町)、松風町、湯の川へと散らばり、各所に点在。見番の経営者は不景気になると線香代の値下げや統廃合を繰り返し、芸者はその都度廃業と移籍を余儀なくされた。

幕末から昭和19年(1944)までの「箱館(函館)」見番の移り変わり、経営者と芸者の抗争を紹介する。

第1章 遊廓、芸者、見番の起こり

(1) 遊廓の起こり

京都、大阪、江戸などが大都市化すると遊女屋は都市のあちこちに散在、豊臣秀吉・徳川家康の時代になると遊女屋が1カ所に集められ遊廓ができた。女性の売春を公認した公娼制度の始まりである。

江戸の遊廓は、慶長17年(1612)江戸で遊女屋を営む庄司甚右衛門が代表となり幕府に、①客の逗留は一昼夜を限度とする、②人身売買の不法行為を取締まる、③犯罪人逮捕に協力する、3条件を添付して陳情。認可されず、再度元和3年(1617)、①衣類家作を華麗にしない、②傾城町以外の遊女稼業禁止、を追加。治安を維持し市中に散在していた遊女屋街の統合を陳情して許可された。

場所は江戸^{ふきや}葺屋町東側の^{よしはら}葎原2町四方(1町は約109m)。

整地後周囲に堀をめぐらし、大門を設け、出入口は1カ所だけにして翌年開設した。現在の東京都中央区日本橋富沢町。寛永3年(1626)吉原と改称した。

40年後の明暦3年(1657)1月18日、江戸の大火(振袖火事)で遊廓が焼失。幕府は江戸の市域拡大と風紀上の問題から替地条件、①5割増の敷地、②昼夜営業の許可、③私娼の取締、④山王・神田両祭と火消しの町役御免、⑤引越料1万5000両の給付をつけ、江戸浅草の北部日本堤へ強制移転させた。現在の東京都台東区千束3～4丁目。遊廓の出来るまでは今戸・新鳥越・山谷(現、台東区今戸周辺)の百姓家を借り仮宅として営業させた。以来ここを新吉原、以

前の場所を元吉原といった。名主役は庄司家が勤めたが、享保年間(1716～1736)に元吉原以来の五丁名主に代わった。

(2) 芸者の出現

芸者には、遊廓の廓芸者と市中に散在した町芸者の二系統があった。廓芸者の出現は江戸で宝暦年間(1751～1764)頃。その前身に元禄時代(1688～1704)の太鼓女郎がいる。廓芸者は遊女の芸能不足を補うために生まれた。新吉原の芸者は遊廓内で営業し、吉原芸者と呼ばれた。それまで吉原の芸者はすべて男。幫間(たいこもち)とも呼ばれた。初めて新吉原に出現した女芸者は扇屋の歌扇で、芸達者で年季が明けても廓内に住み、客の求めに応じ琴、三味線などを弾き酒宴に興を添えた。歌扇が座敷へ呼ばれるようになると、男芸者の風習は次第になくなり、女芸者が廓内を占めるようになった。町芸者の出現は明和年間(1764～1772)頃。原形は元禄時代の踊子に始まる。踊子は踊りを表芸にして市中の各所に起こった私娼。町芸者は料理茶屋・船宿のほか武家・町方の屋敷に招かれ宴席に興を添え、遊山船行の供をし売春もした。芸者は関西で芸子、関東で芸者と呼ぶ。函館は関東と同じ芸者、明治以降は芸妓(官庁用語)にルビをつけて「げいしゃ」と読ませている。

・芸者の業態

明治から昭和にかけて、芸者になるには10歳前後の少女が「下地っ子」として芸者置屋に雇われ、雑用をしながら音曲・舞踊を稽古。12歳頃からお酌(半玉。京阪では舞妓)として座敷へ出て、17歳頃に芸者になった。芸者は芸者置屋に籍を置いた。

・芸者置屋の雇用形態

年季奉公形式の一種の身売りが多く、前借金を負い、金額、年季、生活費の負担割合、稼ぎ高の配分などにより丸抱、七三、叩分、逆七の形態があった。前借は年季中

に月賦で返済した。

①丸抱。抱主の負担は小遣銭及花柳病療養費等の外諸掛り全部。芸者の稼ぎ高全部は抱主の所得。

②七三。抱主の負担はお座敷着、帯、税金の七分。その他全部芸者持。収入は見番を通す物に限り抱主七分、芸者三分。

③叩分。抱主の負担は税金二分の一。その他諸経費全部芸者持。収入公然の物は全部折半。それ以外は全部芸者の所得。

④逆七。看板借の一種。抱主の負担は税金三分、芸者の食事。その他諸経費全部芸者持。収入公然の物は抱主三分、芸者七分。

・芸者の装い

半玉は塗下駄を履き、座敷へ出るには唐人髯(明治以降は桃割)に花簪をさし、友禅の振袖を御端折りに着て、襦袢は赤衿、厚板の帯をお太鼓に結んだ。明治以降、東京の芸者は島田髷に銀の平打、普段は珊瑚か翡翠の玉簪をさし、縮緬などの黒紋付、長襦袢は緋縮緬に衿は白の綸子や塩瀬。織物の帯に緋無地の帯揚げ、白足袋を着用し駒下駄を履いて出先へ向かった。昭和に入ると白衿黒紋付に柳の帯を締めた。

大正13年(1924)前後の函館芸者の装いは大正12年9月1日に発生した関東大震災後、函館芸妓組合が申合わせた節約主義の内容から知ることが出来る。①絵縫裾模様の衣服は着用せざること、②錦紗類の衣服又は総て高価なる品を用ひざること、③半襟は大小妓共無地を用ひること、④帯止めの金具及び装身具は貴金属類その他高価なるものを携帯せざること、⑤履物は実用に足るものに止め高価なるものを用ひざること、⑥紋付着用は一月七日までは着用随意なるも七日以後は客の望みにあらざる限り着用せざること……、⑦半玉は紋付を着用せざること従来紋付に代ふるに友染服を用ひること、⑧半玉は普通座敷の衣服は唐

縮緬又は銘仙その他相当品を用ひ徐々に改むること、⑨半玉は高価なる櫛簪等の飾りを為さざること、⑩半玉は貴金属類に限らず指輪時計を持たぬ様にすること(『函館日日新聞』大正12年10月27日)。

・線香代

遊興料は関西では花代、関東では玉代、函館では線香代と呼んだ。線香代は芸娼妓の揚代の別称。時計がなかった時代、接客の時間を一本の線香が燃えつきの時間で計ったのが起源。

明和年間(1764～1772)頃から江戸の吉原・深川の芸者、町芸者、遊女、陰間などが線香を使用した。当時は芸者置屋から芸娼妓が出発して客のもとから帰ってくる間、置屋の線香番が線香箱で燃やし続け、別の帳箱の帳に、その本数を記録し客に請求した。時計が普及した後も俗称として残り、明治以降は1本を40分又は60分と時間に換算。昭和は1時間の本数を8本とか10本とかに計算。1本の代金は土地、年代により相違がある。

函館の線香代は明治19年1本12銭、明治40年25銭。但し1本の時間は不明。時間・本数・1本の代金分かる湯の川芸者の線香代は、大正5年(『函館日日新聞』大正5年4月15日)で2時間3本(1本30銭)。昭和4年(『函館新聞』昭和4年12月22日)は2時間5本(1本40銭)。昭和14年(『函館新聞』昭和14年12月28日)は30分1本1円。因みに、市内の米1升小売相場は大正5年白米1等16銭5厘、2等16銭、3等15銭5厘前後。昭和4年1等33銭、2等32銭、3等30銭前後である。

(3) 見番の創設

見番の制度は安永8年(1779)新吉原の大黒屋正(庄)六(遊女屋。俳名大黒屋秀民)により、男芸者・娼家抱・女芸者の風俗取締のために創設された。天明年間(1781～

1789)に入って新吉原の「仲の町」に役所が作られ、大黒屋の代々がこの取締を継いだ。

・見番の業務

①出先(料理屋、待合など)と芸者屋(芸者置屋)との勘定差引(玉代など)、②芸者の開廃業の手続、③芸者営業の仲介、④芸者試験、⑤芸者の送迎(見番所属の箱屋)。事務所内には管轄芸者の名札を掛け並べ就業状況を一覧できるようにしてあった。待合や料理屋から口がかかると、先づ見番で取次ぎ、その呼出客の所へ芸者を送り込む。見番の箱屋は芸者が座敷へ出る前に三味線箱を運んだ。

・見番の経営

出先と芸者屋との勘定差引業務の手数料と組合費で運営された。

参考文献

- ・『芸者論』(2006年10月20日発行 株式会社雄山閣)
- ・『国史大辞典』(1986年11月20日発行 株式会社吉川弘文館)
- ・『日本史大辞典』(1993年2月24日発行 株式会社平凡社)
- ・『日本史辞典』(1996年11月20日発行 株式会社角川書店)
- ・『日本大百科全書』(昭和62年1月1日発行 小学館)
- ・『大日本百科事典 ジャポニカ』(1969年9月30日発行 株式会社小学館)
- ・『角川古語大辞典』(1986年9月15日発行 株式会社角川書店)
- ・『隠語大辞典』(2000年4月15日発行 株式会社皓星社)
- ・『物価の文化史事典』(2008年7月28日発行 株式会社展望社)
- ・『日本民俗大辞典』(1999年10月1日発行 株式会社吉川弘文館)
- ・『日本国語大辞典』(2001年9月20日発行 株式会社小学館)

第2章 箱館の公娼制度と見番の始まり

(1) 公娼制度

享和2年(1802)2月23日幕府は蝦夷地奉行を新設(同年5月10日箱館奉行と改称)し、翌3年3月1日茶屋渡世株仲間代表の上田嘉十郎が願出た箱館山ノ上町での茶屋渡世を許可。文政元年(1818)地蔵町築島(古築島)への出店も許可する。

願書は茶屋仲間19軒に限定、1カ年冥加人足700人を差出し(差出せない時は人足賃銀を上納)、酌取女召抱は1軒につき8人以下、着用する衣服は木綿類、多人数で来るか身分不相応に金銭を使う如何わしい客は町役人へ知らせる等という内容だった。

当時は「……現今の如き遊女屋の在りしに非らずして只だ茶屋と称せる、いま宝町辺に散在せる飲食屋様のものありて両三人若くは五六人の下婢(姪売婦成)を抱へ置き以て遊客に待せしめしものたり……」という有様だったが、茶酌女を置いて遊女屋同様の所業をする者、安易に淫らな所業に就く女達もあり、幕府は度々お触れを出して茶屋や私娼の取締をした(『函館沿革史』明治32年9月5日発行)。

嘉永7年(1854)4月9日幕府は日米和親条約を締結し下田・箱館の開港を公表。安政2年(1855)3月1日同条約第2条により箱館港を開港し、条約締結国の船舶に薪水・食料・欠乏品を補給、漂流民の引渡等を行う事を発表した。

外国人受入れを前に、安政5年(1858)1月23日箱館奉行村垣範正は山ノ上町茶屋渡世の者を呼出し売女渡世を許可、指図次第異国人へも差支なく差出す様申渡す。公娼制度の始まりである。

(2) 見番

安政6年(1859)正月山ノ上町の願人善助、金子預主長兵衛、行司5人、丁代3人、名主連名による見番設立の願書「乍恐以書

付奉願上候 今般山之上町において一廓被仰付吉原同様商売御座相成候付芸者世話方見番宿御取建可有之趣承知仕候、依之奉願上候も恐多奉存候へ共、江戸表振合も少々相弁へ罷在候間、私え右宿被仰付被下置様奉願上候」が出され、芸者を取締り、町役の外特に非常人足を備置き何時でも指図次第御用を行い、廓内積立金の取扱いは身元確かなる者に預置くことを条件に許可された。見番の始まりである(『函館市史 史料編 第1巻』「安政六末年願書并歎願書」昭和49年3月15日発行 函館市)

第3章 函館における見番の移り変わり

(1) 明治初期から明治36年まで

・蓬萊町

安政5年(1858)から13年後の明治4年(1871)9月2日常盤町から出火した俗に「切店火事」と言われる大火で山ノ上町遊女屋は全滅。10月、恵比須町裏手(後、蓬萊町と命名)へ移転を命じられ「……万々印曲子屋等の如きは其年十一月中に仮小家に営業す其他孰も新屋建築の工を起し翌五年中大略移転し終る……八年中周囲の濠を埋立て只だ星山十印の池のみ残せしも(もと高田屋嘉兵衛別荘庭園中の池、現今の蓬萊館勧工場所在地)二十二年中又之をも埋立……」の記述から明治5年中には遊廓、見番とも移転を終えている(『函館沿革史』明治32年9月5日発行)。

蓬萊町見番の場所と経営者は、明治9年作成とされる地図『開拓使函館』と『函館有名一覽表』(明治20年4月23日御届5月6日出版)から蓬萊町18番地、杉山清助。明治30年頃小林興兵衛に代わり、明治32年名称を東見番に変更している。

明治6年(1873)2月5日遊女屋の名目を貸座敷と改名する布達が出され、同年2月25日開拓使函館支庁は貸座敷並びに芸娼妓渡世規則を制定、台町を追加し27日貸座敷

の営業地を蓬萊町・豊川町(旧地蔵町築島)・台町の3地域に指定した。

明治6年(1873)3月22日豊川町から出火した通称「屋根屋火事」と言われる大火で豊川町貸座敷は焼失。これを機に豊川町貸座敷を整理。営業を続ける者は蓬萊町か台町へ移転するよう命じられ、営業地は蓬萊町と台町の2地域になった。

・台町

函館の西北部地区は明治11年と12年の大火で焼失。高龍寺・実行寺・称名寺・浄玄寺は明治14年8月までに台町へ移転。焼跡地の道路は道幅を広く直線にし街区を改正、町名変更を行った。明治18年2月には魚見坂より高龍寺前通りまでの直線道路も完成。現在見るような整然とした街区が実現した。

明治16年(1883)7月27日貸座敷設置規則改正で営業指定地は台町に天神町・駒止町、さらに10月4日谷地頭町を追加。当時台町の見番は「……同廓にハ従来上下両見板ありしが先頃中より下見板のものは引て大黒町の町芸妓となりしもの多く終に取締りの小さんまで大黒町へあらはれしにぞ夫がため人も少なくなりよって下見板ハ終に廃業せしといふ……」(『函館新聞』明治17年3月13日)、「……今度下見版を廃し上へ一昨日より一ツになりしゆへ……」(『函館新聞』明治17年6月9日)の記述から上下見番のうち下見番が廃業し、上見番に統合。上見番の場所は「……同見板は従来山三ツ星楼(喜笑楼)の裏手にあるが近日同楼隣り角へ移転するといふ」(『函館新聞』明治18年7月29日)記述から、魚見坂より高龍寺に至る道路沿いの天神町6番地と推測できる。

廃業した下見番の場所は「……此所は新旧両見番のある所にて……新見番芸妓新函待合所は常盤坂を横切りて左の方にあり、旧見番はこの斜向にあり……」(『函館のし

るべ』「鍛冶町」明治28年6月17日発行 千草廼舎)の記述から鍛冶町23番地。大黒町の町芸妓が所属し、明治22年頃開業の大黒町見番(明治25年には町名変更で鍛冶町見番)は鍛冶町45番地と推測できる。

上見番は明治28年頃廃業し、台町の見番は消滅。その後鍛冶町見番は旧見番跡地の鍛冶町23番地へ移転したと思われる。

なお台町の貸座敷は明治35年(1902)当時、魚見坂から台町高龍寺前に至る道路の船見町・駒止町・天神町・旅籠町にかかる左右にあり(『函館柳さくら』明治35年3月17日発行 工業館)、この辺りを当初から呼び名として、台町と呼んだと思われる。

明治32年鍛冶町見番は名称を西見番と改称。『函館柳さくら』によると、明治36年時点の見番の場所と経営者は、

東見番 蓬萊町25番地 小林興兵衛(小林亭 料理店 蓬萊町25)

西見番 鍛冶町23番地 岡嶋勘右衛門

(2) 明治37年から大正3年まで

・蓬萊町

明治37年になると蓬萊町に函館最初の株式組織による蓬萊見番(株)と、明治38年11月に町懸番ができた。両見番が出来るきっかけは明治37年に始まった日露戦争の出征軍人通過に伴う芸妓の健康診断実施にある。

戦争が始まると函館の市街は出征軍人が入込み繰り出し、民家も商家も旅人宿も一様に軍舎に割り当てられた。軍人が花柳界に出入りするようになると病毒や感染が大問題になると心配され、娼妓だけでなく芸妓も健康診断を受けるようになった。約半数の芸妓は「妾しゃ芸者です、芸こそ売れ情けの切売りはしません……」と健康診断を断り青鑑札を警察署へ返上して廃業。この廃業組はのち二派に分かれ、一派は「……別に見番を造って函館芸者の意気地を立て又自分達の利益を計ろうと……」阿部九

平治などが設立した蓬萊見番(株)に参加。他の一派は遊芸稼人の営業鑑札を受けて働き、健康診断がなくなると芸者に戻り神辺五兵衛などが造った町懸番に参加した。のち町見番と改名(『函館新聞』「蓬萊見番生立記」大正3年3月18日、20日)。

遊芸稼人は「……料理店貸座敷其他の客席に侍して歌舞音曲を弄し、酒興を助け其の實際に於て芸妓を営み只一定の線香代を取らずと言ふに過ぎざるもの現出するに至れり……此類のもの既に二十餘名……芸妓の健康診断を励行せらるるに当り之れを避くると共に芸妓税の負担を免れんとの奸手段に過ぎざれば……」と当局から見られていた(『函館新聞』明治38年1月31日)。大正2年12月5日函館見番(株)が設立し、蓬萊町は東見番、蓬萊見番(株)、町見番、函館見番(株)の4見番になった。

この頃見番は芸者屋の手を離れ料理店に依って立てられており、函館見番(株)は「……此位儲かる稼業はないと、蓬萊町の春駒、曲半、大新、丸芳を始め末広町の都庵、谷地の曲松、常盤木などの料理店」で占められている(『函館新聞』大正2年12月11日)。函館見番(株)の芸妓数は「……同見に籍を置くのは町見の脱走連(17名)の外に東京から一名、小樽から四名馳せ参じて……」22名である(『函館毎日新聞』大正2年12月17日)。

一方蓬萊見番(株)は芸妓減少のため明治43年12月解散。明治44年4月組織を変更して個人営業としたが大正3年2月「……僅か十名内外の芸妓にては維持が出来ず遂に数日前に東見に合併することに」なり廃業した。当時函館4見番の芸妓数は「東見 蓬萊見から参加せる左記七名を合せて九十八名の多きに達せる處ろ本日に至り函見に五名馳せ参じ現在九十三名なり……函見 東見から脱して新らたに加入せる左記五名を加へ現在三十四名に殖えたり……町見 函

見の創設と共に大部分を失ひたれど尚現在三十一名あり……巴見 現在六十八名……」である(『函館毎日新聞』大正3年3月1日)。

・鍛冶町

「巴見番は明治40年の創立で資本金三万円、社長は湯ノ川の大瀧を經營して居る大谷安兵衛である。所属芸妓三十五……」(『函館市誌』昭和10年12月20日発行 函館日日新聞社)、「巴見番……旧名西見番と称し鍛冶町廿二番地に在り。上田仁太郎外四名の合同經營に係る現在の芸妓数は半玉共にて六十八名……」(『富の函館』大正元年12月15日発行 富の函館社)の記述から鍛冶町22番地の西見番は、明治40年名称を巴見番と改称、經營者は大谷安兵衛に変わり、明治45年には上田仁太郎外4名に変わっている。大正3年時点の見番の場所と經營者は、

東見番 蓬萊町25番地 小林興兵衛
町見番 相生町62番地 神辺五兵衛
函館見番(株) 蓬萊町156番地 堀文次郎
巴見番 鍛冶町22番地 上田仁太郎

(3) 大正5年から大正8年まで

・蓬萊町

東見番、町見番、函館見番(株)に加えて、大正8年4月17日「……愈中立見番と云ふものが生れて今三日の桃の節句を吉日として看板を蓬萊町天新方に挙げ、同勢四十餘名の顔触れで……」(株)芸妓中立見番が設立した。(株)芸妓中立見番の出現で各見番は「一部の見番中には尠からず狼狽を極め、線香一本に一錢宛の割戻しもすれば、花見其他の催しにも従来の如きことはせぬ、經費は見番の方で持ちませうと俄に待遇法の改良をしやうと云ふ事や、籍を中立へ移されては大変だと……」見番界は動揺を來たしている(『函館新聞』大正8年4月3日)。

・鍛冶町

巴見番は大正8年3月28日組織変更して

(株)巴見番となる。

・松風町

大正5年になると松風町と湯の川に見番が出現。背景には町の発展の為と蓬萊町から芸妓を呼ぶと線香代が高くつくという事情があった。「……先年来東部発展の声に伴れて、電気館と云ふ活動常設館が出来る、若松館更に大仕カケの音羽館が建設された。附近に小さな旅館、飲食店も大分殖えて、松風、一二三館と云ふ寄席も出来たのである、ソコデ附近に於ける有志の計画で……どうしても料理店の必要があると共に、第一土地の繁栄策に見番の必要もある……大森遊廓の『辰見の里』を控へて居れば、従来に見番から呼ぶと、特に八本の線香代を払はねばならぬ不便あり……」と東部発展のため松風町、若松町、大森遊廓の有志から見番設立の気運が起り、大正5年1月1日松風町電気館横町に中央見番、同8月15日函館停車場前音羽町に音羽見番が開業した(『函館新聞』大正4年12月16日)。

・湯の川

「……根崎にも温泉宿兼業の料理屋が出来之に連れて競争的に湯の川え温泉宿兼業の料理屋……」(『函館毎日新聞』大正5年4月5日)が増え、大正2年6月末には函館水電(株)の東雲町・湯の川間の電車運行も開始、遊び客も見え始めた。蓬萊町から湯の川へ呼ぶ線香代は12本と高く、各料理店から見番設立の気運が高まり、大正5年3月湯の川見番が開業した。大正7年5月26日湯の川見番に加えて(株)湯の川新見番も開業したが、翌大正8年4月23日解散。同年4月28日湯の川見番は(株)湯の川見番に組織変更した。

大正8年時点の見番の場所と経営者は、

東見番 蓬萊町25番地 小林興兵衛
町見番 相生町62番地 神辺五兵衛
函館見番(株) 蓬萊町156番地 堀文次郎
(株)芸妓中立見番 蓬萊町10番地 佐々

木新八

中央見番 松風町260番地

音羽見番 音羽町64番地 藤澤石太郎

(株)湯の川見番 湯の川村字寺野13番地

菅原貞右衛門

(株)巴見番 鍛冶町22番地 上田仁太郎

(4) 大正9年から大正13年まで

大正12年9月1日に起きた関東大震災の影響は各方面に波及して「……就中、手ヒドクやられたのは花柳界で……市内でも蓬萊町あたりは日の消えたやうな有様、毎夜紅灯は艶めかしく灯ってもピンともシャンとも絃歌のぞわめきはしない、而して九月中の売場結果は例年の半分以上で一度もお座敷のなかった妓や一度しか出なかった妓などが澤山ある……鍛冶町の方は福井家、勝見家、あづまなどの大きい旗亭があつて宴会がちよいちよいあるので左程でなく三割位の減り目であるが……ところがこれに反して皮肉な状況を示してゐるのは湯の川方面の芸者で、殖えたといふことはないが減り目もなく……」の状態である(『函館日日新聞』大正12年10月11日)。

・蓬萊町

大正10年10月22日東見番は株式組織になり(株)東見番に変更。函館見番(株)と「……中立見番は今度合併する事になり名前も改めて新函館見番と定め従来函見は二万五千円、中立は五万円であつた株を平等にして近々中立見の跡へ新築する」(『函館日日新聞』大正10年5月2日)との噂であつたが、実際は函館見番(株)が(株)芸妓中立見番に吸収合併され大正11年9月3日解散した。函館見番(株)は解散後個人営業となり翌年開業したと思われる。経営者は柴田直太郎。

・松風町

大正9年3月10日中央見番から分離した一派により「……新に資本金五万円の株式

会社共立見番なるものが……」設立された（『函館新聞』大正9年3月24日）。松風町の見番は中央見番、音羽見番に加えて（株）共立見番が出来「……東部の見番中央、音羽、共立などと分立するのは東部の発展上面白からぬと云ふので中央、音羽両見番の重立った連中が合同し……見番を設立すべく奔走中の處……」中央見番が音羽見番に吸収合併されて廃業。「東部に共立と音羽が提携して……」（『函館新聞』大正13年5月20日）大正13年5月末広見番を設立した。（株）共立見番は大正12年9月9日解散、音羽見番は大正13年廃業した。

・湯の川

（株）湯の川見番に加えて、大正10年4月1日共和見番が開業。湯の川の見番は2軒になったが、大正11年11月10日（株）湯の川見番は解散した。

大正13年時点の見番の場所と経営者は、

（株）東見番 蓬萊町20番地 池上鎌助

町見番 相生町62番地 神辺五兵衛

（株）芸妓中立見番 蓬萊町10番地 佐々木新八

末広見番 松風町252番地

共和見番 湯の川鮫川26

（株）巴見番 鍛冶町22番地 上田仁太郎

函館見番 蓬萊町 110番地

（5）大正15年から昭和8年まで

・蓬萊町

昭和7年町見番が廃業、この「……町見と山久あさが経営していた中立見番と東見との大同団結が行はれて出現したのは蓬萊見番で……」ある（『函館市誌』昭和10年12月20日発行 函館日日新聞社）。昭和8年1月10日（株）芸妓中立見番、同16日（株）東見番が解散して3見番が合併、（株）蓬萊町見番を設立した。

・松風町

末広見番に加えて「大門前から函館駅へ

掛けて昨今著しく料理屋が殖えて……西部や中央部の花柳界にも遜色のない景気を見せてゐるが匿名組織の下に……」（『函館新聞』大正15年10月13日）大正15年10月11日松風町264番地に松風見番が出来た。

・湯の川

線香代の値下げで、昭和5年1月20日共和見番の一派が分離。事情は「湯の川花柳街に起った例の芸妓の線香代の直りを時間刻みとし殊に夜九時より十二時迄の分は従来十本四円の算定となつて居る分を今度の改正では七本半、つまり二本半だけが損になるといふ……吾々を女と侮つてと細い腕をまくり上げて紅い気焔を挙げてあつたが改正値段を決行した廿一日の午後八十餘名の芸妓は連袂共和見番を脱退し旧見番跡秀本家に芸妓待合所を作つて従来の線香で対抗しはじめた之に対し湯の川根崎の料理店組合は……対策を協議の結果……無条件勧告することになったが之に応じぬ場合は料理店が結束して脱退芸妓を出入せしめないことに決議した……脱退組の言ひ分は……万一改正する場合は見番側が稼ぎ人である芸妓に諮つて後置屋の承諾を求めるものであつて今度は全く此順序を過まり抱え芸妓からの苦情から止むなく置屋としても之に応じ脱退を認めなければならず……」（『函館新聞』昭和4年12月23日）という状況になり、その結果（株）旭見番を設立した。

昭和8年時点の見番の場所と経営者は、

（株）蓬萊町見番 相生町62番地 神辺五兵衛

末広見番 音羽町64番地

共和見番 湯川村大字下湯川村鮫川26番地

（株）旭見番 湯川村大字下湯川村鮫川26番地 木村七右衛門

（株）巴見番 鍛冶町22番地 上田仁太郎

函館見番 柴田直太郎

(6) 昭和9年から昭和19年まで

昭和19年2月26日午後8時函館料理店と芸妓置屋両組合業者は組合事務所に於て臨時総会を開催、以下の四項目「一、函館割烹料理店はこの重大戦局を反省するため二十八、二十九、三月一日の三日間臨時休業すること。二、この三日間店主家族は勿論従業員(芸妓も含む)は歩道の除雪作業に従事し次いで防空壕の手入、防空資材の整理並に家庭内の整理を行ふこと。三、料理店十二軒で飛行機献納に一千円献金すること同芸妓置屋組合も取敢へず百円飛行機献金すること。四、芸妓並に料理店は当分歌舞音曲を遠慮すること」を決定した。最後に「……決戦非常措置要項中の第七項高級享樂停止に関し……十二軒の業者は取締当局から休業又は廃業に指示あり次第即刻断行出来るやう休業廃業一切を組合長に一任するといふ白紙委任状を取纏め組合長は直に函館警察署並に函館憲兵隊にその旨申出ることを決議……この態度声明は全道花柳界に魁けて行はれたもので……戦力増強へ率先協力するため七十年の華やかな歴史を断ち切って……閉幕の寸前すべての準備を整え……」(『北海道新聞』昭和19年2月28日)「函館」の見番は終焉を迎えた。

・蓬萊町

函館見番は「……時代の荒波に十数年来から経営難に災ひされ、大正十四年の大火に際し大株主たる都庵の没落を見るやいよいよ経営難に深刻さを加へ……蓬萊見番との合併問題が台頭し両見番との間に数次交渉を重ねつつあったが此程両者間に円満協議成り……」(『函館日日新聞』昭和10年5月16日)昭和10年5月20日(株)蓬萊町見番に吸収合併され廃業。所属芸妓は大部分(株)蓬萊町見番に引取られた。(株)蓬萊町見番は昭和19年4月1日解散。

・鍛冶町

(株)巴見番は昭和18年6月20日解散(『北

海道新聞』「解散公告」昭和18年8月20日)

・松風町

末広見番は昭和19年3月以降廃業。

・湯の川

昭和9年7月12日(株)湯の川見番が設立。湯の川は(株)旭見番と共和見番を加えて3軒になったが、共和見番は昭和11年廃業。

昭和12年5月3日(株)湯の川見番が、同5月18日(株)旭見番が解散、合併して湯川自治見番を開業。「長い間二派に分れて睨み合をやってゐた温泉街湯の川の芸妓置屋は共存共栄に目覚めて仲よしになりお手々つないで歩むこととなったのをきっかけに湯の川見番と旭見番の合同が急速度に実現しこのお祝ひが四日根崎旭館で催された、見番側からは世話役、置屋側から経営者や芸妓代表ら約七十餘名出席し……この合同によりこれまで出入が出来なかった湯の川や根崎の料理屋がお客の望むまま百廿餘名の芸妓を自由に呼ぶことが出来るので、料理屋の喜びは大したもの『湯の川発展のため誠に結構なことだ』と大歓迎であるが、置屋側も営業権の買収により税金やら検徴がなくなり、その上お得意が殖えたのでこんな嬉しいことはないと大したはじゃぎ振りである。尚合同見番は元共和見番の跡を使用することに……」決定した(『函館日日新聞』昭和12年5月5日)。

だが湯川自治見番はその後内紛が生じ「……妾達は立派な職業婦人、何に彼と搾取されて甘んずるわけにはいかない、搾取階級を廃して妾達は自立しなければと大した意気込みで気焰をあげた湯川見番、旭見番の芸妓百餘名は置屋の重だちをたのんで相方見番重役に交渉を開始……」旅館料理店組合と見番との取引契約に暗影が投げられ「取られないはずの旅館が割前をよこせと出た一方自治見番とは名ばかり見番を牛耳るのは置屋で肝腎の芸妓は依然として使用人扱い、然ももとは責任者があつて集金

がなくとも払って生活に不安がなかったものが今度は足りる時は置屋も仲間入り、都合の悪いときは姐さん達の責任といふことになりさうなので……」との騒ぎになった（『函館新聞』昭和12年6月2日）。湯川自治見番は昭和19年3月以降廃業。

おわりに

明治4年の大火で山ノ上町遊廓と見番は焼失。大火後遊廓と見番は蓬莱町へ移転した。蓬莱町の見番は杉山清助が蓬莱町18番地で経営、後の東見番である。

明治6年台町に遊廓が許可され、上下二か所の見番ができる。下見番は明治17年に廃業して、上見番と統合。上見番も明治28年頃廃業し、台町遊郭から見番は消滅した。

以後、台町遊郭は明治22年頃台町近くに出現した大黒町（明治25年鍛冶町と名称変更）見番から芸者を呼ぶ様になる、後の西見番である。見番が遊郭から分離した最初である。

明治40年8月の函館大火で蓬莱町の遊郭と見番、台町の遊郭と鍛冶町の見番は焼失。翌明治41年蓬莱町と台町の遊郭は廃止され、大森町へ移転、大森遊郭ができた。この時蓬莱町と鍛冶町の見番は移転しないで、その地に再建して残った。これは料理屋などが増え、芸者の稼ぎ場所が遊客だけでなく、一般客にも広がったからである。

大正5年になると、市中の発展に伴い、松風町や湯の川にも見番が出現する。松風町は明治37年函館・小樽間の鉄道全線が開業し、明治41年青函連絡船が就航。函館は北海道の玄関口となり発展。函館駅前から松風町にかけ、映画館、寄席などの娯楽施設ができ、旅館・飲食店・料理店で賑わった。湯の川は大正2年函館水電（株）が東雲町・湯の川間に電車を運行、遊び客も増え始め、温泉宿兼業の料理屋が繁盛した。料理店主が出資した株式組織による最初の見

番は明治37年設立の蓬莱見番（株）である。

儲かると言われた見番稼業。どれ位儲かったのか。一例を挙げると、（株）巴見番の大正9年から12年までの配当金は年2割、2割5分、2割5分、1割。だが所詮は水商売。不景気や経営が思わしくないと、見番の統廃合を繰り返した。芸者はその都度廃業するか他の見番へ移籍した。見番は料理店、旅館、芸妓置屋、貸座敷などの経営者で占められ、そこは芸者の稼ぎ場所でもあった。見番経営者が加入する料理店組合や芸者を抱える芸妓置屋組合からの線香代値下げ、当局による芸者の健康診断。芸者の過酷な境遇は、これら理不尽な仕打ちに抗争する姿から知る事が出来る。

《函館の見番に関する参考資料》

明治37年から大正3年まで

◎蓬莱見番（株）

設 立 明治37年

住 所 蓬莱町134番地

資本金 10,000円 1株50円

役 員

取締役

阿部九平治（圓玉楼 貸座敷 蓬莱町155）

中村庄七（中庄 芸妓置屋 蓬莱町155）

立川徳松

監査役

西島健三

樋口敬吉（樋口楼 貸座敷 蓬莱町112）

電 話 962番

解 散 明治43年12月

その他 明治39年 資本金5,000円。株主当初34名（大株主 岡田銀太郎）。芸妓20名。

明治44年4月個人営業（阿部九平治）。大正3年2月東見番と合併、

廃業。
（「商業登記公告」『函館日日新聞』明治42年10月1日より）

◎町見番

開業 明治38年11月
住所 相生町82番地
経営者 神辺五兵衛(町見番 芸妓待合所 相生町62)
宮松茂左衛門(丸茂亭 料理店)
電話 216番
その他 明治39年11月相生町63番地に移転。明治40年8月25日大火で延焼。一時谷地頭百花園庭内へ仮見番、同11月相生町62番地へ新築移転、名称を町見番に変更
（『富の函館』大正元年12月15日発行 富の函館社より）

◎巴見番

開業 明治40年
住所 鍛冶町22番地
資本金 30,000円
経営者 大谷安兵衛(大瀧温泉 湯の川)
電話 455番
その他 明治45年経営者上田仁太郎外4名。大正8年3月28日(株)巴見番に変更
(同上)

◎函館見番(株)

設立 大正2年12月5日
住所 蓬萊町156番地
目的 芸妓営業上必要なる資金を供給し 芸妓営業収入金を取立収益を得るにあり
資本金 12,500円 1株50円
役員
取締役
堀文次郎(都庵 料理店 末広町3)

加藤新之助(大新 料理店 地蔵町14)

安達新作(カネ半 寿司料理店 蓬萊町154)

水野豊次郎(蓬萊亭 料理店 蓬萊町3)

今野茂兵衛

監査役

斉藤休太(春駒 料理店 蓬萊町141)

堀野内栄太郎(常磐木 旅館 料理店 根崎土場21)

電話 1303番

解散 大正11年9月3日(『函館新聞』「商業登記公告」大正11年9月17日)

その他 大正7年5月 電話47番 1303番。

大正11年9月蓬萊町33番地、電話1303番。

大正12年個人営業、蓬萊町110番地、電話1303番。

昭和6年経営者柴田直太郎。

昭和10年5月20日(株)蓬萊町見番と合併、廃業

(「商業登記公告」『函館新聞』大正2年12月15日より)

大正5年から大正8年まで

◎中央見番

開業 大正5年1月1日

住所 松風町260番地

電話 1649番

廃業 大正9年音羽見番に吸収合併、廃業

その他 芸妓数 23名

(『函館新聞』大正4年12月24日より)

◎湯の川見番

開業 大正5年3月

住所 湯川村大字下湯川村寺野13番地

経営者 菅原貞右衛門(マル竹 団子屋
湯川寺野)
電 話 468番
廃 業 大正8年4月。大正8年4月28日
(株)湯の川見番に変更
その他 芸妓数 5名
(『函館日日新聞』大正5年3月18日)

◎音羽見番

開 業 大正5年8月15日
住 所 音羽町64番地
経営者 藤澤石太郎
電 話 84番
廃 業 大正13年(株)共立見番と合併、廃
業。末広見番に名称変更
その他 芸妓数16名
(『函館毎日新聞』大正5年8月17日)

◎(株)湯川新見番

設 立 大正7年5月26日
住 所 湯川村大字下湯川村字寺野25番地
目 的 芸妓営業収入を得るを以て目的と
す
資本金 20,000円 1株50円
役 員
取締役
上田仁太郎(福井家 温泉旅館
料理店)
佐藤豊太郎(やたら家 和洋料理
きそば 湯川寺野12)
戸村栄次郎(加島屋 温泉旅館
料理店 湯尻8)
堀野内栄太郎(常磐木 温泉旅館
料理店 根崎土場21)
監査役
堀文次郎(都庵 料理店 末広町
3)
斉藤 福造
電 話 468番
解 散 大正8年4月23日(『函館新聞』「商

業登記公告」大正8年4月28日)
(「商業登記公告」『函館新聞』大正7年7
月14日より)

◎(株)巴見番

設 立 大正8年3月28日
住 所 函館区鍛冶町22番地
目 的 芸妓営業収入取立収益を得るを以
て目的とす
資本金 30,000円 1株50円
役 員
取締役
上田仁太郎(福井家 温泉旅館
料理店 寺野停留所前)
吉田善次郎
内田忠四郎(勝田家 料理店 谷
地頭町69)
大谷安兵衛(大瀧温泉 桃太郎料
理店 根崎土場)

監査役

岡嶋勘右衛門(勝見家支店 料理
店 鍛冶町24)
板垣金之助(菊水五稜郭支店 料
理寿司 本町)
電 話 455番
解 散 昭和18年6月20日(『北海道新聞』
「解散公告」昭和18年8月20日)
(「商業登記公告」『函館新聞』大正8年4
月9日より)

◎(株)芸妓中立見番

設 立 大正8年4月17日
住 所 函館区蓬莱町10番地
目 的 芸妓営業収入金取立収益並に芸妓
営業者に限り資金を貸付及之れに
付帯する業務
資本金 50,000円 1株50円
役 員
取締役
佐々木新八(天新 料理店 蓬莱

町10)
齊藤休太(春駒 料理店 蓬萊町
141)
竹内友信(文の家 芸妓置屋 蓬
萊町130)
中村善太郎(おち中 芸妓置屋
蓬萊町14)
渡辺嘉三郎(竹茂登 和洋料理
蓬萊町109)

監査役

上田仁太郎(福井家 料理店 鍛
冶町21)
佐藤永助(鳥よし 料理店 蓬萊
町113)

相談役

丸山市太郎(真砂 料理店 蓬萊
町23)
叶内庄次郎(高砂 和洋料理 高
砂町14)

電 話 1432番

解 散 昭和8年1月10日(『函館新聞』「商
業登記公告」昭和8年3月5日)
(「商業登記公告」『函館新聞』大正8年4
月28日より)

◎(株)湯の川見番

設 立 大正8年4月28日

住 所 湯川村大字下湯川村寺野13番地

目 的 芸妓見番業並に付滞する一切の業
務

資本金 50,000円

役 員

取締役

菅原貞右衛門(団子屋 湯川寺野)
佐藤裕知(芳明館 旅館 料理店
鮫川26)
林菊次郎(木炭業 松風町260)
亀井貞吉(丸仙亀江 料理店 湯
の川)
佐藤豊次郎(やたら家 和洋料理

きそば 湯川寺野12)

監査役

石川藤吉

田原萬吉(芳明館 温泉旅館 鮫
川)

電 話 1607番

解 散 大正11年11月10日(『函館新聞』「商
業登記公告」大正11年12月2日)
(「商業登記公告」『函館新聞』大正8年5
月11日より)

大正9年から大正13年まで

◎(株)共立見番

設 立 大正9年3月10日

住 所 函館区松風町259番地

日 的 芸妓見番業及金品有価貸付並に之
れに付帯する業務

資本金 50,000円 1株50円

役 員

取締役

下重留次

堀田海智郎(新川町309)

山岸又吉

小林徳治(ジョウヤマ小 左官請
負 旭町236)

井上良三

監査役

犬島吉次郎(ヤマゴ星 米穀商
栄町174)

紺野熊治郎

電 話 1649番

解 散 大正12年9月9日(『函館日日新
聞』「商業登記公告」大正12年10月
5日)

その他 大正9年5月1日 松風町263番
地へ移転。

大正12年 松風町264番地

(「商業登記公告」『函館新聞』大正9年3
月27日より)

◎共和見番

開 業 大正10年4月1日
住 所 湯川村大字下湯川村字鮫川26
電 話 584番 2307番
廃 業 昭和11年
その他 昭和7年 湯尻23 電話584番
2307番
昭和8年 電話584
昭和11年 湯尻206 電話584番
(『函館日日新聞』大正10年4月2日より)

◎(株)東見番

設 立 大正10年10月22日
住 所 函館区蓬萊町20番地
目 的 芸妓営業の仲立を営し及芸妓に金
円貸付を為すにあり
資本金 30,000円 1株30円
役 員
取締役
池上鎌助(初音 料理店 蓬萊町
26)
吉田タマ(磯なれ 料理店 蓬萊
町31)
早見テフ
監査役
谷村幸太郎
電 話 301番 1116番
解 散 昭和8年1月16日(『函館新聞』「商
業登記公告」昭和8年3月9日)
その他 大正3年2月蓬萊見番(株)を吸収
合併
(「商業登記公告」『函館新聞』大正10年11
月15日より)

◎末広見番

開 業 大正13年5月 音羽見番と(株)共
立見番が合併。末広見番に名称変
更
住 所 松風町252番地
経営者 増田さだ(科亭まつや 湯尻66)

電 話 84番
廃 業 昭和19年3月以降
その他 昭和4年 高砂町 電話84番
昭和7年 音羽町64 電話1829番
昭和19年 音羽町13 電話1829番
(『函館新聞』大正13年5月11日より)

大正15年から昭和8年まで

◎松風見番

開 業 大正15年10月11日
住 所 松風町264番地
廃 業 不詳
(『函館新聞』大正15年10月13日より)

◎(株)旭見番

設 立 昭和5年1月20日
住 所 湯川村大字下湯川村字鮫川26番地
目 的 湯川根崎芸妓置屋業同志組合所属
芸妓営業収入金取立収益並に芸妓
営業者に資金貸付及之れに付帶す
る一切の業務
資本金 5,000円
役 員
取締役
木村七右衛門
吉川十九太郎
勢合友幸
佐藤永助(鳥よし 料理店 蓬萊
町113)
中村徳太郎(湖月 旅館 温泉料
理店 鮫川26)

監査役

服部常次郎(兼樂園レート温泉
旅館 温泉浴場 湯尻27)
水谷平太郎(錦水 温泉旅館 根
崎場4)
大川正清(秀本 芸妓置屋 湯倉
31)

電 話 709番
解 散 昭和12年5月18日(『函館日日新

聞』「商業登記公告」昭和12年7月15日)
(「商業登記公告」『函館新聞』昭和5年2月16日より)

◎(株)蓬萊町見番

設立 昭和7年11月25日 町見番、(株)芸妓中立見番、東見番が合併
住所 函館市相生町62番地
目的 芸妓営業収入金取立収益並に芸妓営業者に限り資金貸付及之れに付帯する業務
資本金 18,000円 1株30円 ※昭和17年資本金19,500円 1株30円 650株
役員
取締役
神辺五兵衛(元町見番経営者)
池上鎌助(初音 料理店 蓬萊町26)
吉川末吉(鳥よし 料理店 高砂町41)
叶内庄次郎(高砂 和洋料理店 高砂町14)
板垣金之助(菊水 料理寿司 五稜郭)
監査役
米谷 実(喜楽 和洋料理店 蓬萊町10)
池上ウメ(初音 料理割烹 鍛冶町30)
電話 301番 1116番
解散 昭和19年4月1日(『北海道新聞』「解散公告」昭和19年5月12日)
その他 昭和9年 蓬萊町25 電話301番
昭和10年 蓬萊町25 電話301番216番。昭和10年5月函館見番を吸収合併。昭和14年蓬萊町4の3
(「商業登記公告」『函館新聞』昭和8年1月21日より)

昭和9年から昭和19年まで

◎(株)湯の川見番

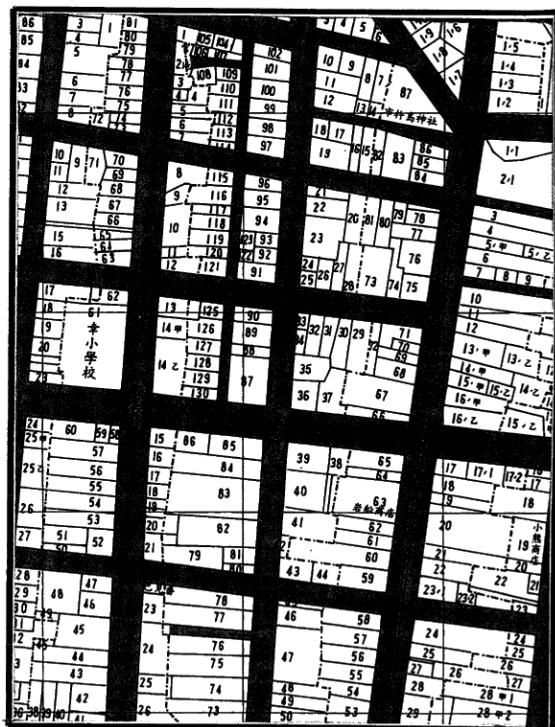
設立 昭和9年7月12日
住所 湯川村大字下湯川村字湯尻23番地
目的 芸妓営業の仲介。芸妓線香代金の取立。芸妓営業資金の貸付。前各項に付帯する業務
資本金 3,000円 1株20円
役員
取締役
山口喜平(チガイヤマキかめや 温泉料理店 湯尻56)
大谷安兵衛(大瀧温泉 根崎土場)
亀井貞吉(丸仙亀江 料理店 湯川)
林 富吉(林家 芸妓置屋 根崎土場)
藤田一修
芦野富士太郎(芸妓置屋 鮫川26)
監査役
風間鶴松(カネカ 温泉 料理店 湯尻38)
亀田元吉(富貴之家 芸妓置屋 湯倉4)
電話 584番 4132番
解散 昭和12年5月3日(『函館日日新聞』「商業登記公告」昭和12年7月15日)
(「商業登記公告」『函館新聞』昭和9年11月27日より)

◎湯川自治見番

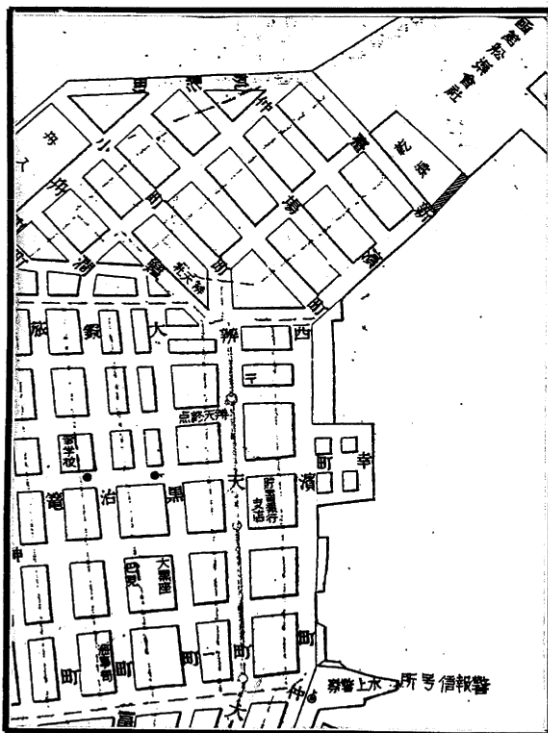
開業 昭和12年5月 (株)旭見番と(株)湯の川見番が合併
住所 湯の川湯尻206
電話 584番 4132番
廃業 昭和19年3月以降
(『函館日日新聞』昭和12年5月5日より)

(古文書調査講座参加者)

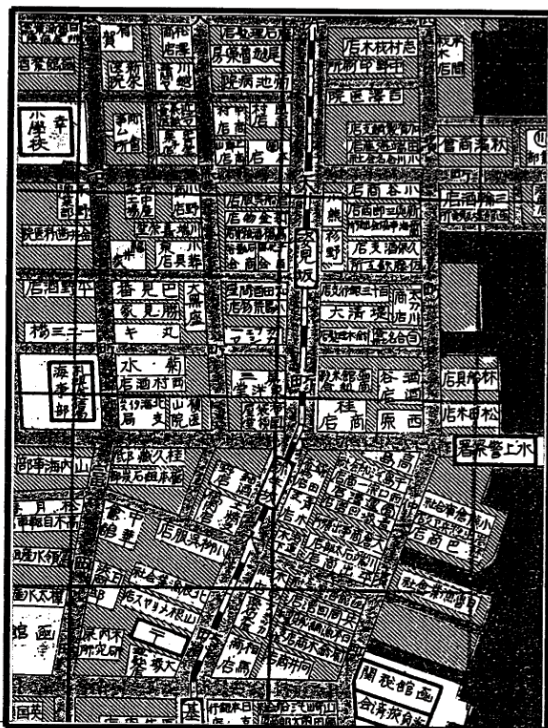
鍛冶町



『箱館から函館へ』明治42年

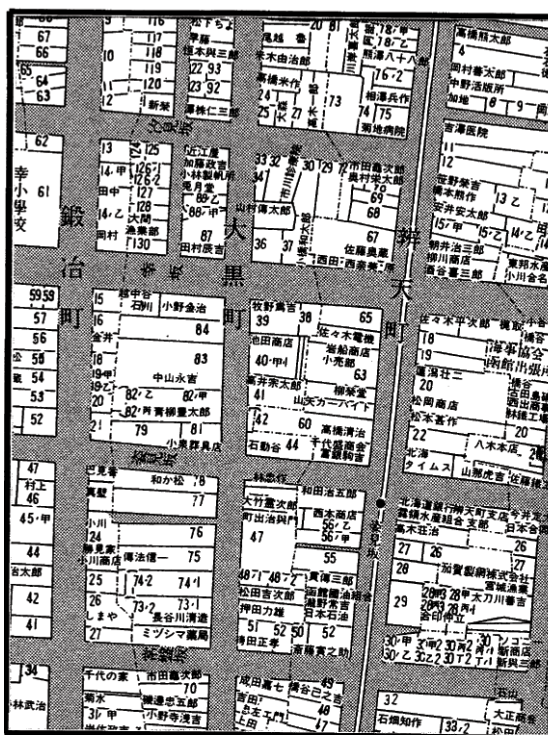


『函館市街新全図』大正 7年 3月



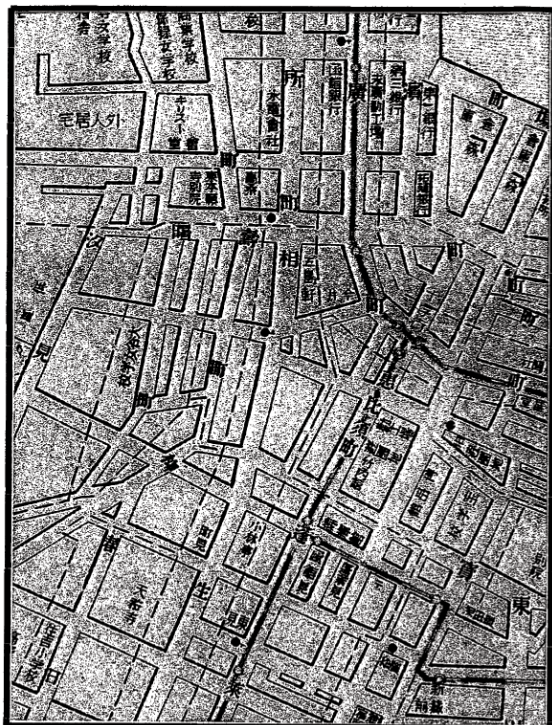
『大日本職業別明細図之内』

大正 15 年 7月

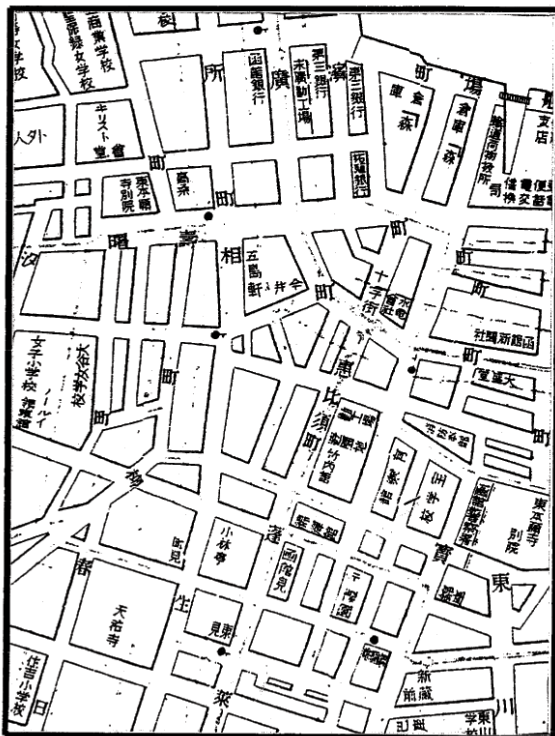


『函館市街主要図』昭和 8年

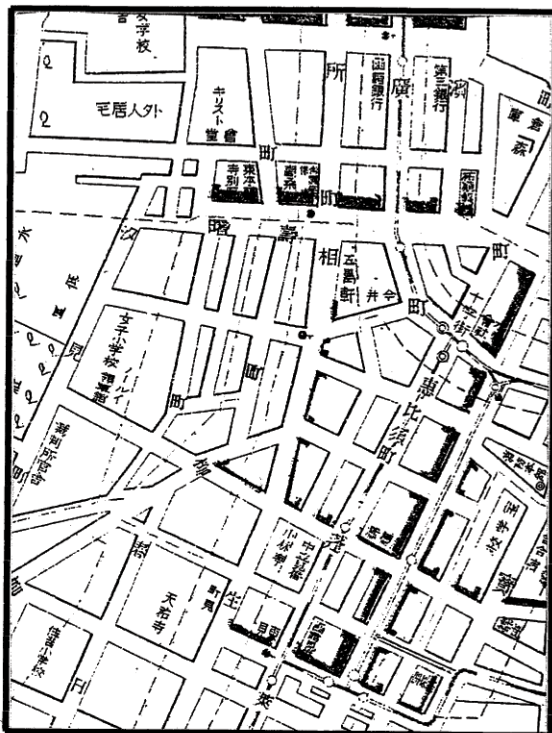
蓬萊町



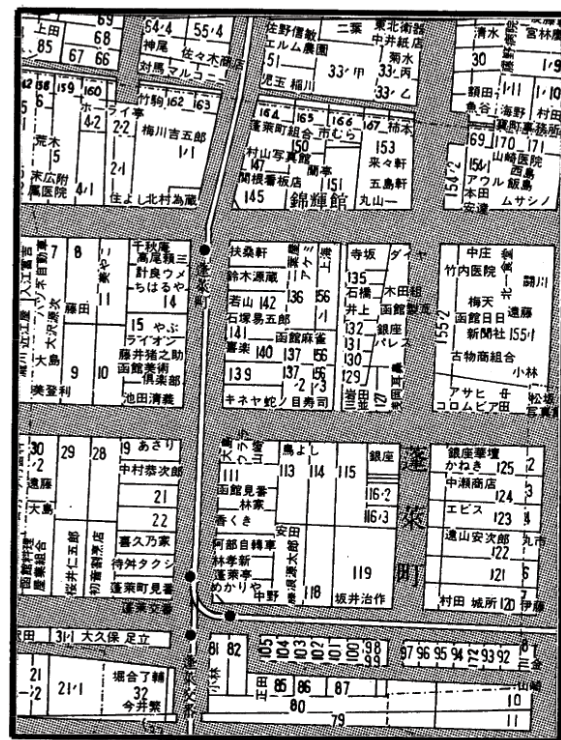
『函館市街新全図』大正 3年 1月



『函館市街新全図』大正 7年 3月

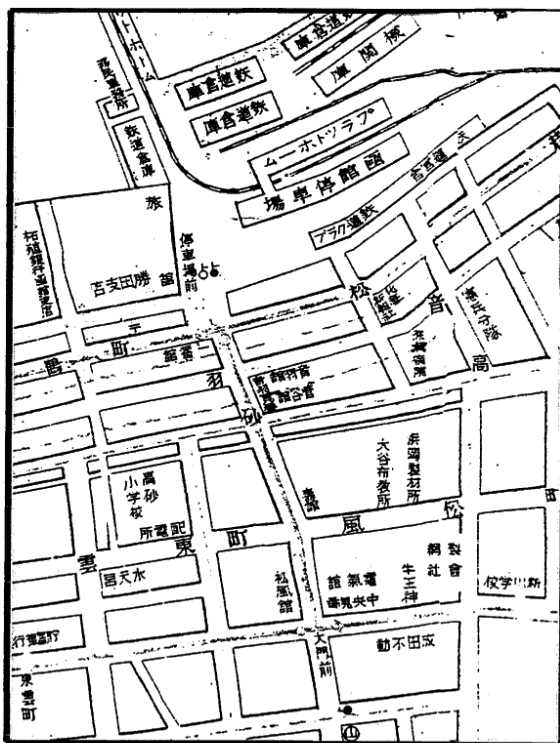


『函館市街新全図』大正11年 1月

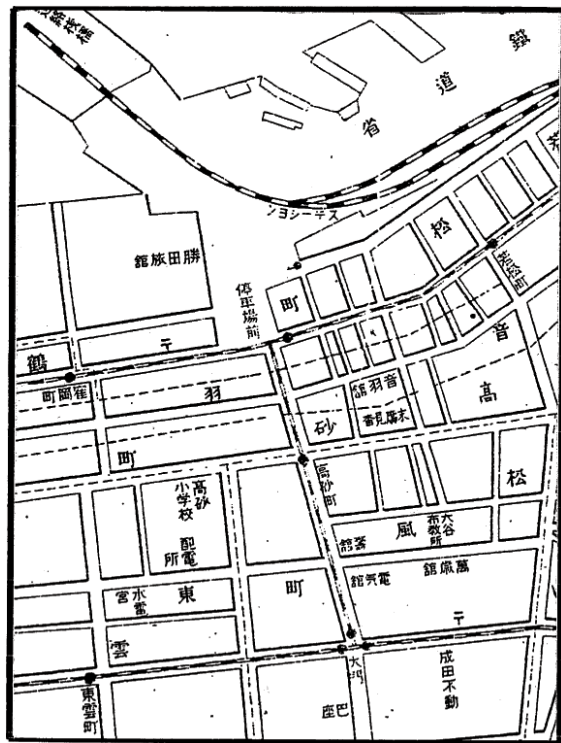


『函館市街主要図』昭和 8年

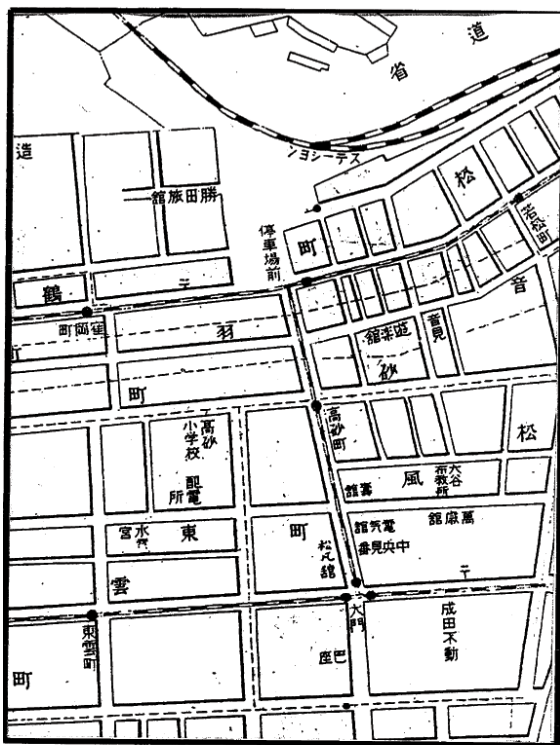
松風町



『函館市街新全図』大正 7年 3月

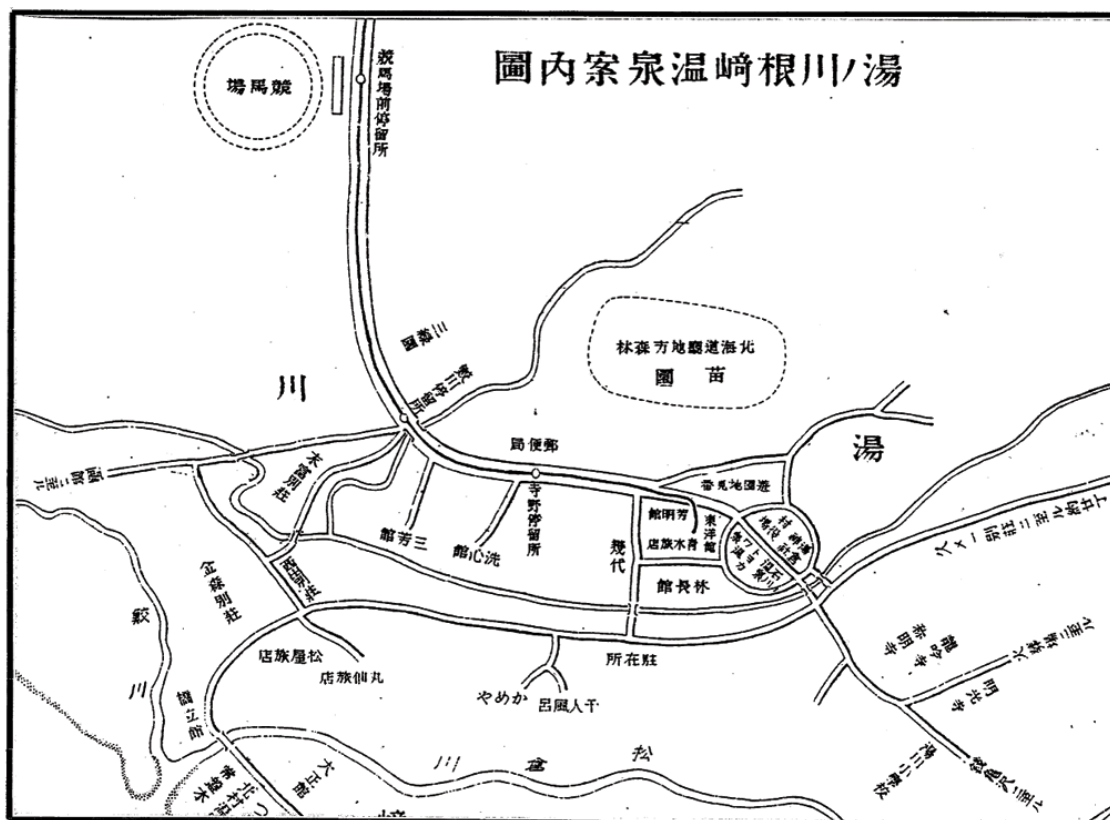


『最近実測函館精図』昭和 2年10月



『都市計画函館市街地図』昭和 3年 8月

湯の川



『函館市街新全図』大正 7年 3月



『大日本職業別明細図之内』大正15年 7月

＜資料紹介＞

館蔵「田原家文書」の紹介

保科 智治

・田原家文書の整理状況

「田原家文書」は昭和46年度に寄贈され、『市立函館博物館蔵品目録 歴史・民俗』（1982発行）に資料番号500461（田原音八親類柴田半三郎宛）・500462（田原音八感状）・500463（田原故藤右衛門感状）・500464（田原駒吉褒賞）・500465（田原音八関連資料）・500753（田原駒吉松前松城学校「卒業証書」その他）・500754（田原家明細書・駒吉学校辞令その他）として登録されている。目録登録に際し資料群としてではなく、分類され別々の番号が付された。この段階で一応の整理作業が終了となり、昭和47年発行の当館館報『サラニップ』5号において、当館学芸員柴田幸生（故人）が「田原家文書について」として紹介している。その中で、松前下級藩士の研究にとって重要な資料として位置づけられている。柴田の紹介文から整理状況を見てみると、「田原家文書資料の内訳は、俸禄、給与、取立関係を主とした松前藩士資料54点をはじめとして同家関係書簡、書附、日記、覚等の藩政時代の資料と、明治に入ってから田原音八の子息駒吉の松前松城学校卒業証書、開拓使「種痘済証」「地券」等に大別されるもので、総点数100余点を数えるものである。」とある。詳細な内訳は残されておらず、文書の解読等も残されていないため、今回古文書調査講座において再整理と文書の解読をおこなった。

・再整理の状況

再整理のため平成27年から28年にか

て、当館古文書調査講座参加者6名により整理および解読作業をおこなった。

分類されていたため各所に保存されていたが、本来は一つの資料群であるため、今回「田原家文書」として一つの群としてまとめ直し目録化した。目録化にあたり、文書以外の陣羽織などについては除いた。

再整理の結果、資料数は181件235点となった。また、解読作業により174件を解読した。資料群は江戸から大正期までのものがあり、古いものは文化年間と思われる書翰などがある。柴田も指摘しているが、松前藩士田原家の変遷をたどることができ、松前藩政の一端を知る手がかりとなり得ると思われる。

目録作成にあたり、[]で括った資料名は仮題であり、()で括った作成年代は推定したものである。筆者の力不足により、資料名については一部不正確と思われるものがあることをご了承いただきたい。また、編年順に並べてはおらず、見にくい点があるかと思われる。この点についてもご海容いただければ幸いである。

・資料紹介

ここでは、「田原家文書」から3点の資料を紹介する。資料の解読は古文書調査講座参加者によるものである。

1点目は「田原家文書」収納番号145で、年号が記載されていない書翰である。内容から恐らく文化年間のもので、松前藩が梁川に転封されてからのものと思われ、田原家は松前藩の梁川転封にはついていかず松

前に残ったようである。松前藩の転封については『松前町史 通説編第1巻下』などに詳しく書かれている。それによれば、松前藩転封に際し「町足輕 田原藤右衛門」は「御暇」となり転封先の梁川にはいくことができなかったようであり、この書翰とも一致する。書翰の差出人「藤倉官五」は前記町史によれば、梁川転封時は「小書院」組で「御暇」は出されず、梁川に行ったようである。包紙には「從東都」とあることから、書翰を出した際には江戸の藩屋敷にいたのかと思われる。藤倉が江戸の藩屋敷にいたことは、『松前町史 資料編第三巻』所収の「伊達家文書「日記」(抄)」に触れられており、文政5(1822)年から天保12(1841)年まで藩屋敷にいたことが確認できる。また、弘化4(1847)年の日記の中にも「藤倉様」とありそのまま江戸に残ったようである。受取人の田原唯蔵(藤右衛門)は「先年御暇被下候後ハまた武家奉行も不致罷在候」という状況で、松前藩としては「御奉公申上度存念ニ候ハヽ、己前之通御足輕ニ而御遣被成候」という処遇で迎える用意があり、さらに「梁川へ引越候ニも物入等有之筈ニ候間、金子三四兩位之義者被下候様ニも取計可申候」とあり、引越し代も出すということである。他の資料から唯蔵は文化13(1816)年に再び足輕として取り立てられ梁川に移った。

松前藩の梁川転封では藩士の多くが「御暇」となった。転封に関することは前記の町史などに詳述されているが、「御暇」となった藩士たちのその後について触れられたものはほとんどない。小さなことかもしれないが、この資料から松前藩の梁川転封に関して、松前に残った藩士に対して、藩側から復籍を打診していたことが分かる。転封に伴う藩と藩士の状況を示す数少ない資料でもある。

(包紙表)

田原唯蔵様 藤倉官五 要用 ■■■

(包紙裏)

ベ 從東都

一筆呈啓達候、春暖相成候処弥御無異目出度此事存候、当方無別条罷在候間御安堵可給候、然ハ去冬中者久々ニ而罷下、緩々得御意大慶いたし候、将又其元儀先年御暇被下候後ハ、また武家奉行も不致罷在候趣、殿様被成御承知、依之此度御召返被成度御沙汰ニ御座候、御奉公申上度存念ニ候ハヽ、己前之通御足輕ニ而御遣被成候御沙汰ニ候、尤梁川へ引越候ニも物入等有之筈ニ候間、金子三、四兩位之義者被下候様ニも取計可申候間、其段可申越候、乍去迷惑筋ニも御座候ハヽ、押而申入候義ニ者無之候、先内存之处早便ニ承知いたし度候、右之段申入度如斯御座候、恐々謹言

三月二日

藤倉官五

田原唯蔵様

2点目は「田原家文書」収納番号151で、年代不明の江戸期の書翰である。内容は恐らく上司と思われる人物から田原音八に対して、「貴様事も最早一ヶ年之勤番ニも相成候事(中略)今少し義ニ可有之候間辛抱いたし御勤可続候」とあり、勤番が交代時期ではあるがもう少し勤めて欲しいというものである。この音八は明治元年に箱館戦争で戦死した人物である。「勤番」の内容がどのようなものだったのかは不明である。「田原家文書」の中には「工奈志利迄道中日記」(「田原家文書」収納番号15、音八のクナシリ勤務は天保12年)、「[ソウヤ巡見記録]」(「田原家文書」収納番号113)、「日記(宗谷までの道中日記)」(「田原家文書」収納番号15)などが残されていることから、「勤番」がクナシリやソウヤといった遠隔地の可能性もある。この資料も内容的には小さな出

来事かもしれないが、藩士の勤務状況をうかがい知ることができる数少ない資料である。

一筆致啓達候、甚寒之節御座候処、弥御堅固御凌之由目出度御事御座候、当方何も相替候義無之、御休意被成候、陳者貴様事も最早一ヶ年の勤番ニも相成候事ニて交代の節登候様、古館宅へ御し時候由承知いたし至極尤之事存候、乍去今少し義ニ可有之候間、辛抱いたし御勤可続候、此段拙者より御頼申候、宜御寸道被続候、先者寒気折角御自愛専一存候、右御見舞旁可申述如此御座候、恐々謹言

新井田嘉藤太

十二月三日

田原音八様

3点目は「田原家文書」収納番号135で、年代不明の江戸期の図である。(写真参照)

図の内容から[ウイマム見取図]とした。この資料については以前に道南ブロック博物館施設等連絡協議会が運営するブログにおいて紹介した。その内容を一部修正して改めてここに紹介する。

ウイマム(御目見得)とは、蝦夷地各地のアイヌの人々が献上品を持参して松前を訪れ、藩主に謁見する儀礼行為のことである。蝦夷地の各場所にある会所などで行われる場合はオムシャという。

ウイマムに関する研究として、文献資料からはアイヌ社会と松前藩の支配関係を示す儀礼行為としてアプローチされている。一例として、海保嶺夫『日本北方史の論理』(1974 雄山閣)、菊地勇夫『北方史のなかの近世日本』(1991 校倉書房)、岩崎奈緒子『日本近世のアイヌ社会』(1998 校倉書房)などが取り上げている。また、浪川建治『近世日本と北方社会』(1992 三省堂)は、津軽・下北アイヌと津軽・南部藩

とのウイマムについて紹介されている。

また、描かれたウイマムの様子や作者について、絵画資料からアプローチした研究がある。一例として、高倉新一郎『アイヌ絵集成』(1973 番町書房)、越崎宗一『アイヌ絵』(1976 北海道出版企画センター)、五十嵐聡美『アイヌ絵巻探訪』(2003 北海道新聞社ミュージアム新書23)、新明英仁『「アイヌ風俗画」の研究』(2011 中西出版)がある。これらの研究では、函館市中央図書館蔵の「蝦夷国風図絵」(写本)や北海道大学附属図書館蔵の「風土遊覧集」に描かれている松前城内におけるウイマムの様子について紹介している。谷本和之『アイヌ絵を聴く』(2000 北海道大学図書刊行会)では、加賀家文書内の「安政六未年土人御目見附添並喜多野様井上様竹内様御取扱日記」(別海町教育委員会蔵)に記録されている箱館奉行所内でのウイマムに関する見取り図「蝦夷人御目見手続之事」が掲載されている。また、奉行所だけではなく奉行所役人の家においてもウイマムのような行為が行われていることも指摘されている。

ウイマムを描いた絵で、城内まで描かれているものは少なく、宝暦年間に描かれたとされる「蝦夷国風図絵」は、彩色が施され建物内部や調度品なども細かく描かれ、図録などで度々使われてきた。しかし、ウイマムの実態については文献に記載されている内容を読み解いていかないと分からない部分があった。「田原家文書」に残されていた「ウイマム見取図」では、「蝦夷国風図絵」のウイマム図に描かれている松前藩側の人物がどのような人物で、ウイマムの儀式にはどのような道具が配置されているのかが記されている。また、「蝦夷国風図絵」のウイマム図には描かれていない部分を知ることができる。「蝦夷国風図絵」のウイマム図には御簾は描かれていないが、「ウイマム

見取図」には御簾が描かれ、それが部分的に巻き上げられている状況が描かれている。実際の儀式では、御簾の向こうに藩主がいて、巻き上げられた御簾越しにアイヌの人々を見ていたようである。藩主がいると思われる場所には「御」という文字が二つ書かれていて、その背後には「江戸画」の屏風が一双置かれ、藩主のものと思われる具足も置かれていた状況が分かる。「御家老」の横には弓や鉄砲が置かれ、その後ろには「虎之画金屏風」があり、儀礼の場における権力の演出がされているように思われる。

これまで、松前藩士に関する資料の中にこのような図があったという報告は恐らくなされていないと思う。「田原家文書」の中にどうしてこのような資料が存在するかは不明である。田原家は音八やその父藤右衛門が足軽などを務めており、そのような役職の人物がこれらの儀式にどのように関わったかも不明ではあるが、何らかのかたちで儀式を知っておく必要があったために、この図を所持していたと思われる。菊地氏の研究によれば、クナシリ・メナシの戦いの後、アイヌの人々を松前城下に連れて行く際に足軽が関係していることが指摘されている。平時のウイマムとは恐らく違うので単純に比較はできないが、足軽を務めていた田原家にこの図が残されていたことの解明の手がかりになるのかもしれない。前述したように「田原家文書」の中にはクナシリやソウヤなどに行った際の記録も残されている。この図が、城内で行われたウイマムという儀式の実態の一部を解明する手がかりとなるのではないだろうか。

参考資料

資料整理中に古文書調査講座参加者の山口精次氏が、田原家に関する略歴を作成したので、「田原家文書」をより詳しく知るために参考資料として紹介する。

田原藤右衛門

天明2年(1782)2月1日 町足軽へ被仰付
寛政10年(1798)町足軽、台所支配
文化4年(1807)町足軽、町役所台所支配
文化5年(1808)梁川表へ転国の節御暇被下
文化6年(1809)2月27日 死去

田原藤右衛門 唯蔵(信常)

天明2年(1782)2月1日 町足軽へ被仰付
文化5年(1808)御暇被下
文化6年(1809)家督相続
文化13年(1816)8月28日 梁川表に足軽へ再勤被仰付。金4両 2人扶持
文政4年(1821)12月22日 古組御徒士へ繰上被仰付。永世士族へ繰上 金6両 米19俵2斗被下
文政6年(1823)4月 御徒士へ。金10両 4人扶持
文政13年(1830)9月27日 新組御徒士家席被仰付。1カ年御手当 金2両被下
天保12年(1841)8月18日 死去。跡式孫孝蔵へ被下置

田原 権六

文化13年(1816)8月28日 足軽へ被仰付
文政4年(1821)12月22日 古組御徒士へ御繰上
文政6年(1823)4月 1カ年御手当金1両2分
文政13年(1830)9月27日 新組御徒士家席被仰付 1カ年御手当金2両
天保10年(1839)2月28日 死去

田原藤右衛門 孝蔵(常房)

天保10年(1839)家督相続
弘化4年(1847)2月1日 初御目見 金10両 3人扶持
嘉永6年(1853)御用之間次勤、新組御徒士
文久元年(1861)古組御徒士へ繰上被仰付

明治元年(1868)11月 1 日 死去

田原 音八(忠脇)

天保2年(1831)5月 1 日 足輕並へ奉公被仰付。後組足輕御奉行

天保6年(1835)8月 砲術為熟練一代後組足輕へ新規永卒召抱

天保7年(1836)町方勤被仰付

天保12年(1841)国後出張(3月25日～4月24日)

弘化2年(1845)町方頭取被仰付

弘化3年(1846)12月12日 新組足輕へ繰上被仰付 福山に西洋砲術場「威遠館」建築

嘉永元年(1848)4月 2 日 新組御徒士格へ繰上被仰付

嘉永2年(1849)8月 永世新組足輕にて一代古組徒士席へ繰上

嘉永2年(1849)11月13日 新組御徒士へ繰上被仰付

嘉永3年(1850)蝦夷地勤番として子モロ駐在(徒士)

嘉永6年(1853)新組御徒士、町方頭取文久元年(1861)8月22日 御書取から新組足輕へ一代古組徒士席被仰付

文久2年(1862)3月 3 日 古組印紙頂戴。永世士族へ被繰上

慶応元年(1865)7月15日 家席永世内下代格へ被直

明治元年(1868)10月28日 大砲銃士に
明治元年(1868)11月 5 日 及部之役(及部村役)に於て戦死 為御賞永世御先手組格上席被仕

田原 竹蔵

明治元年(1868)12月 家督相続

明治2年(1869)12月23日 孝蔵軍功により永世家禄20石加増

明治9年(1876)11月 2 日 死去

田原 駒吉

明治元年(1868)11月 家督相続

明治2年(1869)12月23日 音八軍功により永世家禄40石加増

明治4年(1871)新組御徒士

明治4年(1871)12月 永世御先手組格上席

明治7年(1874)給禄11石

明治9年(1876)12月 9 日 竹蔵死去により本家へ移籍。本家家督相続

明治14年(1881)5月29日 小学教科官費修行

明治21年(1888)6月19日 松前郡福山松城小学校訓導

明治22年(1889)6月17日 函館区弥生小学校訓導

明治28年(1895)11月12日 函館区宝小学校訓導

出典

- ・「系譜書上覚」16・「[田原家関係書類]」収納番号179・「記(田原音八事績)」収納番号35(以上「田原家文書」より)
- ・松前町史 通説・史料編』(松前町)
- ・「旧館藩 士族名前 明治4年調」(函館市中央図書館蔵)
- ・「松前藩 藩士名簿」(同上)
- ・「文久元年改 従伊屋迄明細下書(上、下)」(同上)
- ・『幕末維新全殉難者名鑑』(昭和61年7月10日発行 新人物往来社)
- ・『藩史大事典 北海道・東北編』(昭和63年10月20日発行 雄山閣出版)

*「田原家文書」の再整理に携わった方々
浅沼元子氏・駒井麗子氏・柴田等氏・
安田繁子氏・山口精次氏・吉田忠博氏

(市立函館博物館学芸員)

収納 番号	資料名(内容)	作成者→受取人	作成年代	形態	数量
0001	[書翰](御参府銭別の件)	下間頼敏→田原藤右衛門	(江戸)6月3日	状	1
0002	御類焼伺御棧嫌	下間→田原乙八	(江戸)2月10日	状	1
0003	[書翰](菓子商いの件)		(江戸)亥年10月	状	2
0004	年賀(硯箱贈与の礼状)	田原駒吉→	大正5年1月1日	状	1
0005	[覚書](本代金書上)		(明治)	状	1
0006	[覚書](「故藤右衛門藤原辰房重要書類 田原駒吉」とあり)		(明治)	状	1
0007	[覚書](田原音八の略歴)		明治4年	状	1
0008	[覚書](田原竹三、田原駒吉に関する 石高金高書上)		(明治)	状	1
0009	[書翰](年頭祝詞)	奥寺永次兵衛信利・小平伴左 衛門義局→青山壮治他8名	(江戸)1月2日	状	1
0010	①借用金證文之事 ②戊蝦夷人別調下 書	①米田元三郎→田原藤右衛門	①(江戸)辰年1月16日 ②(江戸)	状	2
0011	[覚書](田原家由緒書)		(明治)	状	1
0012	[坂下門外の変の顛末記]		文久2年1月15日	冊	1
0013	釋尼妙融香奠覚		文久2年9月晦日	冊	1
0014	釋妙円香典帳		安政5年1月14日	冊	1
0015	日記(宗谷までの道中日記)		嘉永7年8月	冊	1
0016	系譜書上覚(田原家)		嘉永7年正月	冊	1
0017	算術拔書覚		天保12年6月	冊	1
0018	工奈志利迄道中日記(国後までの道中 日記)		天保12年	冊	1
0019	御廻嶋ニ付当場所御取扱間 勤番村上 三八郎相記候写(武器類・備米・蝦夷 人別・預け馬・有高・家数・漁具の再 調査)		嘉永3年5月	冊	1
0020	改而徒士目付江被仰渡書写 御家中次 三男御抱名前写共		弘化2年	冊	1
0021	庶子入籍願	田原駒吉→松前郡長 山内久 内	明治21年3月21日	状	1
0022	負傷死亡御届	田原駒吉→函館警察署長 樫 原国太	明治24年5月4日	状	1
0023	金禄公債證書整理公債と引換之儀ニ付 御届	田原駒吉→松前郡長 山内久 内	明治20年	状	1
0024	死亡届	相澤良恂→函館区長 樫原国 太	明治24年5月4日	状	1
0025	記	田原駒吉→福山御出張所	明治7年1月	状	1
0026	證(種痘済証)	開拓使→田原駒吉・テル	明治8年4月9日	状	1
0027	證(種痘済証)	開拓使→田原竹蔵	明治9年4月18日	状	1
0028	出生御届	田原駒吉→松前郡長 山内	明治21年3月	状	1
0029	御書取御渡覚	田原音八→	(江戸)	状	1
0030	田原駒吉相続申付	開拓使→田原リセ	明治9年12月8日	状	1
0031	田原竹蔵家督申付	開拓使→田原駒吉	明治9年12月8日	状	1

収納 番号	資料名(内容)	作成者→受取人	作成年代	形態	数量
0032	地券	開拓使(大日本帝国政府)→田原駒吉	明治13年3月1日	状	1
0033	生命保険申込書	田原駒吉→仁寿生命保険合資会社	(明治)	状	1
0034	生命保険申込書	田原駒吉→仁寿生命保険合資会社	明治34年6月17日	状	1
0035	記(田原音八事績)	田原音八→田原駒吉	(明治)	状	1
0036	[覚書](田原竹藏住所肩書書上)		(明治)	状	1
0037	委任状(寄留先留守中の御用向代理人委任)	→田中行之亟	明治10年9月4日	状	1
0038	終身保険証	田原駒吉→仁寿生命保険合資会社	明治34年7月4日	状	1
0039	[扶持米切手]	→田原音八	嘉永2年3月	状	1
0040	[扶持米切手]	→田原音八	文久2年3月	状	1
0041	[扶持米切手]		文政6年4月	状	1
0042	人事異動(内下代格之被直)	→田原音八	(江戸) 丑年7月	状	1
0043	仮名 昇任通知(一代古組徒士席被仰付)	→田原藤右衛門	(江戸) 酉年8月	状	1
0044	仮名 格下げ忤へ継承(内下代格之繰下げ、忤竹藏に被下)	→田原藤右衛門	(江戸) 辰年8月	状	1
0045	仮名 昇任通知(一代御先手組格被仰付)	→田原藤右衛門	(江戸) 亥年11月	状	1
0046	仮名 昇任通知(一代徒士被仰付)	→田原藤右衛門	(江戸)	状	1
0047	(思召被仰付)	→田原藤右衛門	(江戸)	状	1
0048	[扶持米切手]	→田原孝藏	弘化5年3月	状	1
0049	[書翰](非常時の積米について)	御徒士→御徒士共	(江戸) 10月	状	1
0050	仮名 昇格通知(足輕被仰付)	→田原藤右衛門	(江戸) 閏8月	状	1
0051	仮名 昇格通知(一代古組徒士席被仰付)	→田原音八	(江戸) 閏8月	状	1
0052	[扶持米切手]	→田原音八	天保6年8月	状	1
0053	[扶持米切手]	→田原音八	弘化4年3月	状	1
0054	[賞詞](招魂祭献金)	→田原駒吉	明治4年8月	状	1
0055	仮名 昇格通知(一代士席御先手組被仰付)	士席御先手組→御家老 松前主膳・御用人 新井田等	慶応2年8月15日	状	1
0056	[賞詞](支度料)	→田原音八	(江戸)	状	1
0057	[賞詞](御手當)	→田原音八	(江戸)	状	1
0058	[賞詞](太儀料)	→田原音八	(江戸)	状	1
0059	[賞詞](御褒美)	→田原音八	(江戸)	状	1
0060	[賞詞](太儀料)	→田原音八	(江戸)	状	1
0061	感謝状(招魂祭に金式朱神酒を献備する)	→田原駒吉	(明治4) 辛未年5月	状	1
0062	乍恐以書附奉願上候(養妹に差遣し度願書)	丁代治郎兵衛・田中九八→村上伝兵衛他4名	(江戸) 午年3月	状	1
0063	[口上手控](着致挨拶)		(江戸)	状	1
0064	[覚書](拝借金、家屋売渡の件)		(江戸)	冊	1

収納 番号	資料名(内容)	作成者→受取人	作成年代	形態	数量
0065	[通行切手]	松前表沖口役所→田原竹蔵	(江戸)巳年3月25日	状	1
0066	[覚書](太田富吉捕縛の件)		嘉永8年	状	2
0067	御徒士部家年中修事写		嘉永2年	冊	1
0068	安政二卯年十二月箱館御役所より御達 控・同三辰年二月東蝦夷地御詰御役名 書共扣		安政3年	冊	1
0069	再建懇志通(金壺両壺歩壺朱)	田原藤右衛門・田原音八→	(江戸)	状	1
0070	[下書](人名書上、御目見願い下書)		(江戸)	状	2
0071	[御触写](部分)		(江戸)	状	1
0072	大日本帝国政府整理公債控		明治20年	状	1
0073	御土産品(鮭塩引)	アツタ運上家→田原音八	(江戸)9月9日	状	1
0074	[賞詞](金式両)	→田原権六	天保2年10月	状	1
0075	[賞詞](太儀料)	→田原音八	元治元年12月20日	状	1
0076	[賞詞](御手当)	→田原音八	(江戸)	状	1
0077	[賞詞](御手当)	→田原音八	(江戸)	状	1
0078	応求撰之(占い関係?)	芳洲治明→	弘化5年3月	状	1
0079	[褒状](祖母孝養につき)	→田原孝蔵	(明治)2月	状	1
0080	[感謝状](招魂祭に金壺朱献備)	→田原竹蔵	(明治4)辛未年5月	状	1
0081	[賞詞](金三百疋)		(江戸)	状	1
0082	[賞詞](褒美)	→田原音八	(江戸)	状	1
0083	[賞詞](太儀料)	→田原音八	慶応元年12月20日	状	1
0084	[賞詞](御褒美)		文久元年12月28日	状	1
0085	[賞詞](太儀料)	→田原音八	(江戸)	状	1
0086	[賞詞](御褒美)	→田原音八	(江戸)	状	1
0087	[賞詞](太儀料)	→田原音八	慶応4年11月9日	状	1
0088	[賞詞](太儀料)	→田原音八	(江戸)	状	1
0089	[賞詞](太儀料)	→田原音八	(江戸)	状	1
0090	[賞詞](支度料)	→田原音八	(江戸)	状	1
0091	[賞詞](御手当)	→田原音八	(江戸)	状	1
0092	[賞詞](皆勤御褒美)	→田原音八	(江戸)	状	1
0093	[賞詞](皆勤御褒美)	→田原音八	(江戸)	状	1
0094	[賞詞](太儀料)	→田原音八	元治元年7月8日	状	1
0095	[賞詞](太儀料)	→田原音八	(江戸)	状	1
0096	[賞詞](太儀料)	→田原音八	(江戸)	状	1
0097	[賞詞](太儀料)		(江戸)	状	1
0098	[賞詞](太儀料)	→田原権六	文政6年4月	状	1
0099	[賞詞](御褒美)	→田原音八	(江戸)	状	1
0100	[田原駒吉褒賞](招魂祭金子献上につ き)	館藩→田原駒吉	(明治4)辛未年8月	状	1
0101	打揚并炮録秘覚控		天保6年4月	冊	1
0102	一番手御人数名前		(江戸)	冊	1

収納 番号	資料名(内容)	作成者→受取人	作成年代	形態	数量
0103	学校辞令関係(①小学校教員検定願 ②小学校教員検定願 ③寶尋常高等小 学校訓導 ④區立寶尋常高等小学校訓 導 ⑤履歷書 ⑤勲励金(函館区役所) ⑦勲励金(北海道庁) ⑧祝詞原稿)		①～⑧(明治)	状	8
0104	業務日誌(箱館入墨他)	田原音八→	文久2年正月	横半	1
0105	志	栗津因幡介・下間宮内卿→田 原藤右衛門	(江戸)末年3月29日	状	1
0106	志	川那部帯刀・下間宮内卿→田 中(原)藤右衛門	(江戸)戊午5月21日	状	1
0107	覚(御誂燭台代金受取証)	釘屋九兵衛→芦野丹蔵	(江戸)戊午2月3日	状	1
0108	[里程書](三厩から千住まで)		(江戸)	横冊	1
0109	寄附金願(松前病院改築費)	北海道渡島国松前郡愛宕町百 番地 土族田原駒吉→松前郡 長山内久内	明治21年12月	状	1
0110	日記(昇進等の覚書)		(江戸)	状	1
0111	俳句(題材 雪)				1
0112	[目籠寸法書上]			状	1
0113	[出張記録](松前からソウヤ迄)		(江戸)	横冊	1
0114	[書状雛型]		(江戸か)	状	1
0115	[森鶴松履歴]		(明治32年)	状	1
0116	六書通拔萃	撫駿楼主人 松波→	明治28年8月	綴	1
0117	年賀祝儀控		嘉永6年1月	冊	1
0118	書翰(寒中見舞)	奥寺永次兵衛 信利・小平伴左 衛門 義局→谷柿九十九 他13 名	(江戸)11月26日	状	1
0119	借用書(金子借用書)	安保賢治→田原藤右衛門	慶応2年12月	状	1
0120	[委任状雛型](畑地保有権保存登記関 係)		明治33年	状	1
0121	領収証(両陛下御結婚満25年御祝儀)		明治24年4月6日	状	1
0122	紙袋(表書(原田音八)ママ)			袋	1
0123	覚(金銭物品貸借関係)		(江戸)	冊	1
0124	漢詩(七言絶句(司馬道士の天台に遊ぶ を送る))	田原松波(雅号)→		状	1
0125	狂詩(春の夜嫁女に贈る)			状	1
0126	死亡届(田原駒吉方止宿田中たつ)	田原駒吉→函館区長椎原国太	明治24年5月4日	状	2
0127	書翰(本の送付代金について)	浅利和三郎→田原啓三郎・田 原駒吉	明治30年11月5日	状	1
0128	場所惣勘定高(断簡)		(江戸)	状	1
0129	松前病院改築費寄附金通帳(田原駒吉)		(明治)22年	冊	1
0130	書翰(近況報告)	安保勘吉→龍雲院	(江戸か)4月15日	状	1
0131	乍恐以書附奉願上候(相続願)	田原藤右衛門→谷柿九十九 他 8名	(江戸)3月17日	状	1

収納 番号	資料名(内容)	作成者→受取人	作成年代	形態	数量
0132	書翰(庸質の弘前赴任の件について)	松尾源太郎→田原駒吉	(明治)10月17日	状	1
0133	[賞詞](青銅五百文)	→田原音八	(江戸)	状	1
0134	漢詩(七言絶句(封大夫、播仙を破り凱歌))	原田松波(雅号)→		状	1
0135	[ウイマム見取図]		(江戸)	状	1
0136	贈呈式次	佐藤密→	大正14年7月	冊	1
0137	答辞	熊野小学校生徒一同→	明治19年1月11日	状	1
0138	御書附写全(蝦夷地勤番心得向)	宗護→	嘉永2年10月晦日	冊	1
0139	[漢詩・短歌](断簡)	新保磐→	大正11年	状	1
0140	[賞詞](支度料)	→田原音八	(江戸)	状	1
0141	證(禄税請取証)	開拓使庁会計課→田原利勢	明治10年12月30日	状	1
0142	證(家禄税請取書)	開拓使函館支庁会計課→田原駒吉	明治9年11月18日	状	1
0143	[辞令](一代組御徒士繰上)		安政2年	状	1
0144	復族願	村田小藤太→衆議院議長片岡健吉	明治35年5月	状	1
0145	書翰(御召返の件、梁川引越の件)	藤倉宦五→田原唯藏	(江戸)	状	1
0146	書翰(礼状、再建の件等)	咸理寺→田原音八・同御内政室	(江戸)3月3日	状	1
0147	書翰(荷物差出の件)	富原右一郎→田原音八	明治10年6月21日	状	1
0148	田原故藤右衛門感状	→田原故藤右衛門	(明治2)巳12月	状	1
0149	書翰(出帆等の状況報告)	北国屋半兵衛→田原音八	(江戸)10月20日	状	1
0150	書翰(疎略詫び状)	長楽寺→田原音八	(江戸)6月7日	状	1
0151	書翰(勤務継続依頼)	新井田→田原音八	(江戸)12月3日	状	1
0152	養女貰請御届	田原駒吉→戸長事務扱所	明治10年4月2日	状	1
0153	乍恐以書附奉願上候(田原音八縁組に関する件)	→田原音八	(江戸)8日	状	1
0154	家督願(別家田原駒吉へ相続依頼の件)	田原駒藏→開拓中判官堀基	明治9年11月	状	1
0155	委任状	田原駒吉→松尾源太郎	明治14年5月29日	状	1
0156	返納書(旅費返金につき)	田原駒吉→	明治22年6月17日	状	1
0157	寄附金額(札神小学校再築費用寄付につき)	田原駒吉→松前郡長山内久内	明治21年6月19日	状	1
0158	記(貫属士族田原竹藏所持給禄届)	田原駒吉→福山御出張所	(明治7)申戌年1月	状	1
0159	[土地登記申請書](渡島国松前郡福山町大字愛宕町百番地)		明治33年9月11日	状	1
0160	負傷死亡御届(田中慶作祖母田中たつ)	田原駒吉→函館警察署長推原国太	明治24年5月4日	状	1
0161	生命保険申込書(被保険人田原駒吉)	田原駒吉→仁寿生命保険合資会社	明治34年6月17日	状	1
0162	生命保険申込書(被保険人田原ハル)	田原駒吉→仁寿生命保険合資会社	明治34年6月17日	状	1
0163	卒業證書(田原正路)	北海道庁立函館中学校長武田安之助→田原正路	明治38年3月29日	状	1
0164	出生御届(田原正路)	田原駒吉→松前郡長山内久内	明治21年3月19日	状	1

収納 番号	資料名(内容)	作成者→受取人	作成年代	形態	数量
0165	乍恐以書附奉願上候(田原孝蔵奉公願)	田原孝蔵・親類代田中與一右衛門	(江戸)2月7日	状	1
0166	乍恐以書附奉願上候(田原孝蔵御目見願)	田原孝蔵・親類代田中與一右衛門→鹿能善蔵他10名	(江戸)1月22日	状	1
0167	[金円貸借関係綴](①記(貸金・利息一覽) ②連帯金円貸借證書(下書) ③債権譲渡通知書 ④金員連帯借用證書 ⑤借用證書(下書))		(明治)	綴	1
0168	寄留御届(田原駒吉 とみ 正路)	田原駒吉→松前郡長山内久内	明治22年7月	状	1
0169	[新政府布告関係綴]①東山道鎮撫總督布告 ②徳川追討の布告 ③仙台侯仰下へ被仰達候書面之由)		慶応4年	①状 ②綴	2
0170	地所借受証書	太田啓吉→田原駒吉	明治26年7月15日	状	1
0171	書翰(復祿請願の件)	村田小藤太→田原駒吉	明治35年10月8日	綴	1
0172	[覚書]		(江戸)10月14日	状	1
0173	[諸書類一括](①幻住庵記・今宵賦 ②亜米利加志願漂民について ③豆腐の拵之事 ④和歌三首 ⑤開拓使関係書類)		(明治)	状	15
0174	[田原駒吉松前松城学校「卒業証書」その他](①～⑦卒業証書 ②寄附届 ③褒章)	①～⑦松城学校→田原駒吉 ⑧⑨開拓使→田原リセ ⑩～⑬松城学校→田原駒吉	①明治10年2月 ②明治10年5月 ③明治12年4月21日 ④明治12年11月4日 ⑤明治13年2月26日 ⑥明治13年11月30日 ⑦明治14年2月22日 ⑧明治13年2月28日 ⑨明治13年2月28日 ⑩明治12年4月21日 ⑪明治12年11月4日 ⑫明治13年2月26日 ⑬明治13年8月10日	状	13
0175	沖口心得向		慶応2年	冊	1
0176	重要書類書留簿(戸籍謄本御下附願、土地所有権保存ニ付登記申請、家禄未済額御下賜願等)		明治31年10月13日	冊	1
0177	呉子巻之上			冊	1
0178	[贈答品関係一括](①陶器箱書 ②商品案内 ③名刺 ④のし ⑤包布)		大正7年2月11日		6
0179	[田原家関係書類](①記(給祿書類) ②履歴書 ③履歴覚書 ④口達覚 ⑤明細書 ⑥履歴覚書 ⑦履歴覚書 ⑧由緒書 ⑨由緒書 ⑩宗門下書)		①(明治7)甲戌1月 ②明治38年5月22日 ③文久2年3月 ④(明治2)己12月 ⑤天保10年2月28日 ⑥⑦⑧⑨(江戸カ) ⑩万延元年9月14日		11
0180	田原音八親類柴田半三郎宛	→田原音八親類柴田半三郎	明治2年3月	状	1
0181	田原音八感状	管事局→田原音八	明治2年12月	状	1

市立函館博物館 研究紀要 第29号

編集・発行 市立函館博物館

040-0044 函館市青柳町17-1

TEL 0138-23-5480 FAX 0138-23-0831

HP <http://hakohaku.com>

E-mail hakohaku@city.hakodate.hokkaido.jp

発行日 平成31(2019)年3月26日